

沼津市新中間処理施設整備基本計画（素案）及び提言書（案）の

まとめ

1. 基本計画で示す内容

基本計画は、平成 26 年 3 月に策定した基本構想に基づき、その内容を具体的に示し、今後の施設整備に向けて整理することとしています。

基本計画の内容は以下のとおりです。

(1) 基本構想で決めた項目の整理

項目	記載箇所	内容
整備する施設の種類	第 1 章 第 2 節	<ul style="list-style-type: none">ごみ焼却施設リサイクル施設
焼却方式	第 2 章 第 1 節	<ul style="list-style-type: none">ストーカ式を基本
施設能力	第 2 章 第 4 節	<ul style="list-style-type: none">焼却施設 ⇒ 210t/日リサイクル施設 ⇒ 41t/日
焼却対象		<ul style="list-style-type: none">燃やすごみ埋め立てごみ 焼却粗大ごみ (②類)埋め立てごみ 熱源利用プラスチックごみ (③類)衛生プラントし渣
計画ごみ質	第 2 章 第 3 節	<ul style="list-style-type: none">低質ごみ: 4,700 kJ/kg (約 1,120 kcal/kg)基準ごみ: 7,500 kJ/kg (約 1,790 kcal/kg)高質ごみ: 10,500 kJ/kg (約 2,510 kcal/kg)

(2) 基本計画で示す項目とその主な内容

項目	記載箇所	主な内容
施設配置及び動線計画	第4章	<p>施設配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地形的な制約があることから、焼却施設は資源ごみ中間処理場と屋内温水プールを解体撤去した跡地に整備する ・ 新焼却施設の工事にあたり、仮設道路を設置し、現施設の稼動に支障がないようにする <p>全体配置計画</p> <p>①焼却施設内の主な設備の配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 煙突は人家から可能な限り離れた西側とし、プラットホームは東側に配置する <p>②煙突の高さ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境への影響、航空法による制限、景観への配慮について考慮する ・ 現況以上の厳しい公害防止基準を設定 ・ 圧迫感の解消、及び他自治体の例から高さは59mを基本とする <p>③炉数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2炉を基本とする <p>④ごみピット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 30日間の1炉停止時においても、貯留可能な容量を確保する <p>⑤動線</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設配置案での車両等の動線を確保する <p>⑥周辺環境との調和</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建物や煙突のデザインは周辺環境に調和したものとし、緑地などを配置する
公害防止計画	第5章	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大気質、騒音・振動、臭気、飛灰についての公害防止基準等を定める ・ 公害防止基準等を満たすための、公害防止対策について、整理し検討する
余熱利用計画	第6章	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設内熱利用機器での余熱利用を優先する ・ 場内プロセス利用、場外余熱利用以外の余熱は、積極的に売電に利用する

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設内には給湯設備を設けるため、その熱源として余熱を利用する ・ 新たなごみ焼却施設から新屋内温水プールへは温水により熱供給することを基本とする ・ エネルギー回収率 15%以上の施設整備を行なうが、今後もエネルギー回収率を高める方向で検討する
事業手法	第7章	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従来手法である公設公営方式以外に PFI 的手法導入の可能性を検討する ・ メーカーアンケート及びヒアリングの結果から、DBO、BTO 方式について検証する ・ 維持管理・運営期間については、施設の耐用年数、ごみ処理量等の変動リスク、処理技術の革新、物価変動リスク等から 20 年間とする ・ 業務範囲としては、処理施設の建設に掛かる期間が 8 年に及ぶことから、焼却施設とリサイクル施設は分離発注が適当と考える ・ 性能発注及び一括発注による、民間ノウハウの活用が期待できる ・ 長期契約による財政負担が確定できる ・ 適切なリスク分担が期待できる ・ 経済的効果が見込まれる、PFI 的手法で事業化する
概算事業費	第8章 第1節	<ul style="list-style-type: none"> ・ メーカーアンケート等の結果から、概算建設費及び概算維持管理費を整理 ・ 市場の動向を注視しながら、採択された事業手法により、今後、詳細な事業費について検討
事業スケジュール	第8章 第2節	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新焼却施設は平成 29 年度に建設着工し、平成 32 年度中の稼働を目標とする ・ 新焼却施設の稼働後、平成 33 年度～34 年度にかけて、現焼却施設の解体を行なう ・ 新リサイクル施設は、平成 35 年度に建設着工、平成 37 年度の稼働を目標とする
防災計画	第8章 第3節	①施設の強靱化

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災時にも安定的なごみ処理ができるよう、耐震安全性を確保する ②供給施設停止時に向けた対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災時において、各種供給施設（ライフライン）が復旧されるまでの間、施設を稼働するための非常用設備の設置や薬品や燃料の確保等を検討する ③防災拠点としての位置付け <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災時でも電力の確保が可能であるため、会議室等は避難所を兼ねることとし、食料品や生活必需品などの防災物品を備蓄する ④災害廃棄物 <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災時には復旧の障害となる災害廃棄物の処理について、仮設の焼却施設の設置や被災地以外での広域処理など、市町村の枠を超えた対策が必要となる ・ 災害廃棄物の発生量の見込みを把握し、今後国などの施策が具体化された際に、施設整備計画へ反映させていくことを検討する
環境拠点	第8章 第4節	<p>迷惑施設というイメージからの脱却を図るための施設とする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境教育の場として、啓発・展示スペースや、研修スペースを設け、市民の環境意識の向上を図る ・ 多様な市民活動に対し、多目的スペース等を提供するなど、広く市民に開かれた施設とする ・ 地元のコミュニティ活動を促進し、地域住民との交流ができるような施設利用を検討する

2. 検討委員会からの提言

基本計画の策定に向けては、市民、事業者及び学識経験者から広く意見を聴くため検討委員会を組織し、これまで5回にわたり市から検討委員会に課題を提示し、それに対する意見を伺いました。

この検討結果を提言書としてまとめ、第6回検討委員会で委員の承認を得て市長へと提出されることとしていますが、その内容は以下を予定しています。

項目	内容
ごみ処理施設	<ul style="list-style-type: none">・ ごみの分別は現状維持し、今後ごみ減量を推進・ 施設配置については妥当、各施設の連携を考慮・ 安心・安全で安定した技術を導入し、最小の費用で最大のコストパフォーマンスを発揮できる施設を整備・ 周辺住民への十分な配慮のもと実施
公害防止	<ul style="list-style-type: none">・ 市の公害防止基準については妥当、監視体制を強化する・ 施設の建設に際し、周辺環境に対し注意を払う
余熱利用	<ul style="list-style-type: none">・ 高温熱源と低温熱源を対象に、エネルギーの効率的かつ経済的な活用・ エネルギー回収率向上のため、より効率的な施設整備を検討・ 新屋内温水プールの費用対効果の検証と集客対策
事業手法	<ul style="list-style-type: none">・ 事業手法はPFI的手法で検討・ 市民サービスが疎かになることが無いように配慮・ すべてを民間任せにするのではなく、市も責任を持ってあたる
防災計画	<ul style="list-style-type: none">・ 施設の強靱化と、防災拠点としてのあり方を検討・ 災害時でも、安全に施設が稼働できるような対策の検討
環境拠点	<ul style="list-style-type: none">・ 啓発・研修機能を備えた、環境教育上も有益な施設として検討・ 市民に対し、広く開かれた施設とするとともに、地域住民との交流促進が図られるような利用を検討

3. 検討委員会委員からの意見

基本計画（素案）の作成にあたり、検討委員会委員に対して意見照会を行いました。これにより寄せられた意見とそれに対する市の考えは以下のとおりです。

基本計画（素案）に対する意見

委員からの意見	市の考え
第4章 第2節 2-2 ②煙突の高さ (P.24)	
<p>煙突の高さは 59mを基本とすることについては、詳細設計において再度検討の余地を残されたい。また、計画の高さのとおり 59mとする際には、地域住民に理解を得られるよう特に配慮されたい。</p>	<p>煙突の高さについては、現施設よりも厳しい公害防止基準を設けるなど環境への影響を考慮し、また、圧迫感の解消など景観への配慮も検討することから、59メートルを基本とします。</p> <p>ただし、業務発注時に、メーカーからよりよい提案があれば検討したいと考えます。</p>
第5章 第2節 2-1 ②周辺自治体の設置事例 (P.38)	
<p>表 5.2.2 は今年3月に稼働した施設も含まれますが、新しい堅型ストーカ炉は含まれていません。排ガス基準値(窒素酸化物を除く)の低い伊東市の堅型ストーカ炉について、市は1月に情報を得ているはずですが、なぜか比較対象にしていません。その理由を伺いたいと思います。</p> <p>また、伊東市の堅型ストーカ炉に使われているプレコートバグフィルタについて、ばいじん、ダイオキシンについては基準値が1桁も低い値になっています。これらをも検討対象としていただきたい。</p>	<p>表 5-2-2 は、「県内で新設された」を条件に設定し調査を実施しました。伊東市の事例は更新改良整備工事であり、条件に合致しないため、対象から外れました。</p> <p>基本構想で、「技術的に成熟している、安全かつ安定的な稼働が期待できる、費用面で安価である」と総合的に判断し、ストーカ炉を基本とするという方針を立てていますので、本件を含め、排ガスの処理方式についても、今後も研究を続けていきます。</p>
第7章 第3節 3-2 ②調査結果 (P.74)	
<p>調査とはいえ、各社は見積りのような数値を出しています。最終的な入札でないのに、手の内をさらすような数値を公表するとは考えられません。かなり余裕を持った数値のはずであり、この数値にどの程度の意味があるのか疑問です。</p>	<p>今回のアンケート調査で事業者が示した金額は、各社がこれまでの実績などをもとに試算した概算の金額であり、事業手法を比較検討するための参考資料として用いたものです。</p>

第8章 第4節 環境拠点機能 (P.93)	
<p>「啓発・展示スペース」は施設としての常設展示だけでなく、環境団体などが、随時展示を行えるようなスペースを確保していただきたい。「研修スペース」については、市民の環境活動を支援、育成するという意味も含め、環境団体などが会議を行ったり、資料のコピー・印刷などを行ったりしやすいようにしていただきたい。「地域との交流」は、地区センターのようにコミュニティ活動などに広く利用するというより、沼津市の環境活動の拠点になるように目的を特化していただきたい。</p>	<p>新施設では、環境拠点としての機能だけでなく、誰もが利用できる、広く開かれた親しみやすい施設にしたいと考えています。</p> <p>また、地域住民に対しては、多目的スペースを開放することで、市と地域住民との交流促進が図られ、信頼関係が構築されるよう努めていく考えです。</p>

提言書（案）に対する意見

1. ごみ処理施設	
<p>ごみ分別方式については、構想委員会で現状維持が決められていますが、本委員会では議論しておらず、提言に含めるのは妥当ではありません。議題として出されていたならば、私は、容器・包装プラは、市民に手間を強いるのではなく、一般プラと同じように焼却する方が良い、との意見を出していたと思います。</p>	<p>第2回検討委員会において、「リサイクル施設の詳細検討」の中で「原則として、分別は現状を基本とする。」とし、リサイクル施設全体フローを示させていただきました。</p> <p>容器・包装プラは「容器包装リサイクル法」により、消費者は分別排出、市町村は分別収集、事業者はリサイクルを行うことが役割となっています。</p>
<p>「施設配置について市の提案は妥当と考える」の表記については、施設配置がすべての地域住民から理解を得られているわけではないことを考慮すると表現が積極的すぎると思われるため、語尾を「やむを得ないと考える」としたらいかがか。</p>	<p>施設配置については、考慮すべき条件や制約を前提に、地域住民の方への配慮や意見を取り入れたものと考えています。</p>

3. 余熱利用	
<p>新屋内温水プールについては、施設の必要性、費用対効果、など庁内で検討していただくことになっていました。その結果が出たという報告はされていません。従って提言とするなら、「庁内で十分検討されたい」としていただきたい。</p>	<p>「庁内で十分検討されたい」という部分ですが、提言書内の「他部局との連絡調整を図り～検討されたい」という部分に包括されていると考えています。</p>
4. 事業手法	
<p>4. 事業手法において、「市民対応」とあるが「地域(又は周辺)住民対応」として、近隣に居住する住民への配慮をしたらいかがか。</p>	<p>焼却施設の運営等については、市として、地域住民は当然のことながら、すべての市民に対し責任を持つものであります。</p>
6. 環境拠点	
<p>6. 環境拠点において、「市民」とあるが「地域(又は周辺)住民」として、近隣住民への対応に拡大解釈を図ることができるように表記したらいかがか。</p>	<p>新施設は、市民に広く開かれた施設とするため、地域住民は当然のことながら、多くの市民に利用されることを考えています。</p>